

工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対して、入札参加停止を行いました。（1件1社）

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第1第5号（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	極東興和株式会社	2か月
代表者氏名	代表取締役 藤田 公康	
本店所在地	広島市東区光町2丁目6-31	

3 入札参加停止の理由

静岡県下田土木事務所が発注した賀茂郡松崎町の国道136号の橋梁架設工事に当たって、架設設備を施工計画と異なる方法で設置したことにより橋脚との接続が不十分となり、平成30年4月17日にこの架設設備を転倒させた。

この結果、地域生活上重要な国道を長期間通行止めにしたことは、公衆に損害を与えた社会的影響が極めて大きく、安全管理措置が不適切で施工体制に著しい不備があったと認められる。

【入札参加停止等措置要綱別表第1第5号（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）に該当】

4 停止期間の始期及び終期

平成30年7月3日から平成30年9月2日まで

(参考) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第1第5号

措置要件	措置期間
県工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者又は負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	1か月以上6か月以内